○海田町美しいまちづくり条例施行規則

平成１８年６月３０日

規則第３６号

（趣旨）

第１条　この規則は、海田町美しいまちづくり条例（平成１８年海田町条例第１２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（回収容器の基準）

第２条　条例第８条に規定する自動販売機を使用して飲食物を販売する者が設置しなければならない回収容器の基準は、次のとおりとする。

(1)　材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2)　容積は、空き缶等の散乱を防止するために十分であること。

２　前項の回収容器は、自動販売機の設置場所から５メートル以内で、空き缶等の投入に支障のない位置に設置しなければならない。

（勧告）

第３条　条例第１５条の規定による勧告は、勧告書（別記様式第１号）により行うものとする。

（命令）

第４条　条例第１６条の規定による命令は、命令書（別記様式第２号）により行うものとする。

（公表）

第５条　条例第１７条の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を海田町公告式条例（昭和３１年海田町条例第２号）第２条第２項の規定に準じて公示し、及び町ホームページに掲載することにより行うものとする。

(1)　命令に従わなかった者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者及び主たる事務所の所在地）

(2)　命令の内容及び命令に従わなかった旨

(3)　その他町長が必要と認める事項

（委任）

第６条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則（令和６年７月３０日規則第１８号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記
様式第１号（第３条関係）

勧　　告　　書

第　　号
年　　月　　日

住　所（所在地）
氏　名（名称及び代表者）様

海田町長　　印

あなたは、海田町美しいまちづくり条例に違反しており、いまだに改善措置が講じられていません。よって、同条例第15条の規定に基づき、速やかに次の措置を講ずるよう勧告します。

1	違反事項	
2	必要な措置	

様式第２号（第４条関係）

命　　令　　書

指令　第　　号
年　月　日

住　所（所在地）
氏　名（名称及び代表者）様

海田町長　　印

あなたは、海田町美しいまちづくり条例第　条の規定に違反したため、同条例第15条の規定に基づき、　　年　月　日付け　第　号で必要な措置を講ずるよう勧告をしていましたが、いまだ改善措置が講じられていません。よって、同条例第16条の規定に基づき、次の措置を講ずるよう命令します。

1	違反事項	
2	必要な措置	
3	措置を講じなければならない期限	年　月　日まで

注　この命令に正当な理由なく従わなかった場合は、同条例第17条の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

別記様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第４条関係）